

公益財団法人新潟県スポーツ協会 役員等選任規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第22条に定める役員の選任及び第11条に定める評議員の選任について定める。

(役員等の制限年齢)

第2条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）は、就任時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。ただし、第4条第3号に掲げる学識経験者が役員に選任される場合についてはこの限りでない。

(役員等の任期の制限)

第3条 評議員は連続して2期を超えて、また、役員は連続して3期を超えて、それぞれ就任することができない。ただし、会長、副会長、専務理事及び常務理事が引き続き役員に選任される場合についてはこの限りでない。

(役員を選任方法)

第4条 定款第22条に定める役員は、次に掲げる区分から、役員等候補者選出委員会が理事候補者及び監事候補者を定め、評議員会に推薦し、評議員会において選任する。

- (1) 定款第36条に定める加盟団体関係者
- (2) 企業スポーツ関係者
- (3) 学識経験者

(評議員の選任方法)

第5条 定款第11条に定める評議員は、次に掲げる区分から、役員等候補者選出委員会が評議員候補者を定め、評議員選定委員会に推薦し、評議員選定委員会において選出する。

- (1) 定款第36条に定める加盟団体関係者
- (2) 企業スポーツ関係者
- (3) 教育機関関係者
- (4) 報道関係者
- (5) 学識経験者

2 理事会又は評議員会は、定款第11条第4項の定めにより、それぞれが評議員候補者を評議員選定委員会に推薦することができる。ただし、役員等候補者選出委員会による推薦を経なければならない。

(役員等候補者選出委員会)

第6条 この規程の実効性を確保するために、本会に役員等候補者選出委員会を

設置する。

- 2 役員等候補者選出委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は役員等候補者選出委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成13年3月13日から施行する。
- 2 役員選出内規（昭和56年9月21日施行）は、廃止する。
平成21年3月3日改正
平成30年4月1日改正
- 3 この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- 4 役員選出内規（平成13年3月13日施行）は、廃止する。
- 5 令和6年1月1日改正 ただし、第3条の改正部分（但し書き部分を除く。）は、令和10年6月1日から施行する。